

「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」の
今後の検討に当たって（第3版）

座長 川村 義則

※ 以下に示す論点については、NPO法人会計基準協議会作成のNPO法人会計基準においてその考え方や結論が示されているものも含まれているが、本研究会で取りまとめを行っていくために委員間で確認し、理解を共有しておくことが適切と思われる事項も含ませていただいている。

☆ 検討の進め方

- 検討の進め方としては、まず、本研究会として検討すべき論点を委員間で共有した上で、その後各論点の検討を行い、最終的には新たなNPO法人会計の手引きを取りまとめていくということではいかか。
- 基本的考え方として、外部報告を重視することとし、多くの法人にとって使いやすいものとするを念頭に検討を進めるということではどうか。
- 改正NPO法により、内閣府は所轄庁の立場ではなくなるが、引き続きNPO法を所管する立場を有しており、各所轄庁がバラツキのない適切な監督を行うために必要な新しい手引きを整備する責務があるのではないか。
- 新しい手引きの内容として、計算書類の様式例、勘定科目例に加え、NPO法人における計算書類の作成や、その計算書類を監事が確認する際に役に立つような情報（チェックポイント）も盛り込んでいくことを念頭に検討を進めてはどうか。
- 新しい手引きは、NPO法やNPO法人会計基準などの既存のルールを引用しながら、その解釈や注意すべき点について分かりやすい説明を行うことを基本としつつ、既存のルールがないものについて適宜追加をしていくということではどうか。
- 一般の認証法人に比べ、多数の市民に支えられることで税制上の優遇を受ける認定NPO法人については、法律上一般の法人と比べて手厚い税優遇を受けることとセットでより厳しい規律が課されていることに鑑みれば、その

会計処理についても一定の厳格性を求めるということも考えられるが、こうした考え方が適当かどうか。

(また、認定NPO法人のように受けるメリットに比して相応の義務を負うことが適当と言える特定のNPO法人の類型については、より厳格な会計処理を求めるようにすることは考えられないか。例えば、多額の補助金等の公的資金が入っているNPO法人については、社会に対する説明責任もより大きいと言えるのであれば、一定の厳格性を求めることが考えられるか。)

- 現在はNPO法人における会計処理のあり方の大きな転換期であり、今後の実務慣行の成熟を待つ論点もあると思われる。こうしたものについては、実務慣行の積み重ねに資するような現時点での考え方の整理の提示や、複数の考えられる手法の提示などにとどめることとしてもよろしいか。また、全てを会計書類に負わせるのではなく、事業報告書等との適切な振り分けも念頭に置くべきではないか。

☆ 計算書類等全般について

- NPO法人のマネジメントや市民による評価のためには、資金管理的な収支ベースの考え方ではなく、長期的な財務的生存力の評価に役立つ損益ベースの考え方を基礎として計算書類を作成していくという方針でよいか。
- 財産目録における表示の例に見られるとおり、各計算書類における表示の状況は法人ごとに様々であることから、ディスクロージャーの充実と法人の広い意味でのコスト負担とのバランスも考慮しながら、計算書類の標準的な表示例を示していくこととしてはどうか。
- 現在、収支計算書の次期繰越収支差額と貸借対照表の正味財産合計額が一致しない例など、各計算書類間の不整合な例が散見されることから、今回の法改正による計算書類の体系の見直しを機に改善が図られるよう、チェックポイントといったものを示してはどうか。
- 現在、その他の事業を実施している法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、本来事業のものとは別個にその他の事業に係るものを作成することが求められているが、NPO法改正の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑を踏まえ、計算書類等の別葉表示の在り方を全体的に見直すということによいか。

☆ 活動計算書

- NPO法人はじめ非営利法人に特徴的な事象である寄附金等の受け入れに関し、当期に解消されない用途に制約のある寄附金、助成金などの取扱いはどうするか。法人が受託責任を全うすることが重要であり、NPO法人会計基準でも重要性の原則を踏まえた適切な処理を求めているが、この重要性の判断に当たり、NPO法人が簡易に判断できるような目安を設定することは考えられないか。また、その表示は注記を基本とすることでよいか。
- 現在は事業費・管理費の費目別内訳まで記載している法人は多くないと見られるが、どこまで内訳を記載するようにすることが適当か。複数事業を行っている場合の按分方法をどのように示していくか。
- NPO法人会計基準では、無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合やボランティアの受け入れをした場合において、「合理的に算定できる場合」や「客観的に把握できる場合」に注記をした上で、活動計算書への計上も可能とされている。他方、会計の信頼性確保の観点から、不適切な計上は排除する必要がある。実務慣行の成熟を待つ部分が多いとはいえ、その積み重ねが適切に行われるようNPO法人会計基準を踏まえ、より具体的な目安を示すことができないか。
- その他の事業を実施している法人の活動計算書における特定非営利活動事業との区分表示については、計算書類等の別葉表示の全体的な見直しとの関係も踏まえ、市民への情報開示、法人や所轄庁の事務負担を考慮した区分表示の在り方を検討していくということによいか。

☆ 貸借対照表

- 先述のとおり、NPO法人では寄附金の取り扱いが重要であり、寄附者の意思が明らかな多額な寄附など一定の場合には、注記ではなく、正味財産の内訳表示をしてもよいのではないか。あるいは、特に寄附の重要性が高い認定NPO法人についてのみ求めることなども考えられないか。

☆ 計算書類の注記

- NPO法人会計基準でも示しているとおり、計算書類の注記は外部の計算書類の利用者にとっても有益な情報であることから、注記の充実が必要ではないか。また、多額の補助金を受け入れている場合など、一定の要件に該当する場合に注記することが望ましいものの考え方を整理し、その注記事項を示してはどうか。

- さらに、NPO法人会計基準で示されている注記例を補足するようなものがあるか。

☆ 財産目録

- 「計算書類等全般について」で言及した考え方に即して、標準的な表示例を整理することによろしいか。

☆ 活動予算書

- NPO法人会計基準には様式例等の記載がないが、法人の内部管理用の資料として作成されるものではあるものの、活動予算書と活動計算書の様式が異なると混乱を生じかねないことから、標準的な例を検討して提示した方がよいのではないか。

- NPO法人会計基準において活動計算書への計上が可能とされている無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合やボランティアの受け入れをした場合について、同基準には言及のない活動予算書上の取り扱いについてはどのようにすべきか。

- その他の事業を実施する（している）法人の活動予算書における特定非営利活動事業との区分表示については、計算書類等の別業表示の全体的な見直しとの関係も踏まえ、市民への情報開示、法人や所轄庁の事務負担を考慮した区分表示の在り方を検討していくということによいか。

☆ 勘定科目

- 現在の内閣府の手引きには勘定科目の掲載がないが、関係者の利便を考慮し、NPO法人会計基準において示されている勘定科目に基づいて掲載することとしてはどうか。その際、分かりやすい例示なども加えてはどうか。

☆ 認定NPO法人の会計処理の取扱い

- 先述のとおり、認定NPO法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般のNPO法人に比べて寄附の重要性が高い認定NPO法人における寄附の取り扱いの厳格化（貸借対照表における正味財産の内訳表示）や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。

- 認定NPO法人の場合、複数年度にわたり用途の指定された寄附金の取扱いなど当該法人の会計処理と認定事務の双方に関連がある事項については、

計算書類等の利用者等に誤解や混乱が生じないように留意する必要があるのではないか。

☆ その他

- NPO法人における会計処理の方法が自由な法人の選択に委ねられるとしても、今回様々な観点から検討を加える最新の手引きを広めていくことがNPO法人制度の信頼性向上につながるものと思われるが、この手引きの普及を促すにはどうすればよいか。
- 一方、NPO法人によっては、新たに作成される手引きの方法に直ちに移行するわけではないことから、**当分の間は活動計算書に代えて収支計算書の提出が認められること**など改正NPO法の会計に関する規定との関係で、何らかの対応をできるようにしておいた方がよいか。少なくとも、採用している会計処理の方法は明示（注記）させた方がよいのではないか。
- **NPO法人会計基準では、民間作成の基準であることを踏まえ、適用時期や経過期間に関する言及は行われていない。これに関連し、同基準で原則とされている固定資産の減価償却については、過年度において減価償却を行ってこなかった法人が新しい手引きに基づいて会計処理を行うこととした場合、過年度分の減価償却の取り扱いをどのようにすることが適当か。**
- NPO法人は引き続き成長が見込まれる非営利セクターであるが、規模の大きな法人が増加すれば、法人の信頼性向上の取り組みの一環として会計監査を受ける法人も増加するものと思われる。本研究会の検討に当たり、会計監査への対応にも留意した方がよいか。
- NPO法人会計基準は継続して改正が行われていくものであり、新しい手引きも継続して見直しができるようにしておくことが必要ではないか。
- 直ちに会計に関する事項ではないが、会計の周辺領域として改善が必要と思われるものがあれば、本研究会としても提言をしていくこととするか。